

改訂版 藤沢市立八松小学校いじめ防止対策基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(いじめの定義)

「いじめ」とは、子どもに対して、その子どもが在籍する学校に在籍している等その子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの又は当該行為に気づいたときに心身の苦痛を感じるもの」をいいます。「いじめ」に当たるか否かは、行為の対象となった子どもの立場に立って、その子どもが心身の苦痛を感じているかによって判断します。

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。したがって、本校では、すべての子どもがいじめを行わず、ほかの子どもに対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する子どもの理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、子どもたちの中にいじめは絶対に「しない、させない、許さない」という意識を示し、子どもたちが多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

(いじめの禁止)

本校の子どもたちは、いじめを行ってははいけません。

相手が嫌な気持ちになる行為や相手を傷つける行為をしてはいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての子どもが安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、その他関係する人々との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

(家庭との連携)

子どもたち一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「いのちを尊ぶ心」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、本校での教育活動だけでなく、家庭での取組も重要です。よって学校と家庭は連携していじめの未然防止に取り組んでいきます。また、いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた子どもといじめを行った子ども双方の保護者を支援し、家庭と連携して、問題をよりよく解決していきます。

(地域との連携)

いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。そのため、本校はPTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築していきます。

(関係機関との連携)

いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもが立ち直っていくためには、学校のみならず、児童相談所、警察、医療機関、その他子どものいじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して対処に取り組みます。

(児童会活動)

本校教職員は、子どもたちが自ら行ういじめ防止に関わる活動を支援し、子どもとともにいじめの防止等に取り組みます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・子どもたちの豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・子どもたちが自主的に行ういじめ防止に資する児童会活動に対する支援を行います。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して、保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を深め、地域で子どもを見守る体制づくりに努めます。
- ・全ての子どもが、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校活動全体を通じ、子どもが活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての子どもに提供し、自己有用感が高められるように努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
また、いじめ防止のための授業のみならず、日常の教育活動においても機会をとらえ、児童間で共通理解を図ります。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めるとともに学級・学年の人間関係を把握して、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めます。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する子どもたちに対して次のような調査を実施します。
 - ① 児童対象の「学校生活アンケート」調査を年間計画に3回位置付け実施します。
 - ② 必要に応じて、個人面談を通じた、学級担任等による聴き取り調査を行います。
 - ③ 児童支援部会における学年間の情報共有を行い、日頃から、全教員で全校児童の成長を見守る意識を持つように努めます。
- ・子ども及び保護者がいじめに係る相談をすることができるよう、次のような相談体制の整備を行います。

【学校の相談窓口】

- ① スクールカウンセラーとの相談
- ② 学級担任やその他の職員との相談
- ③ 「藤沢市子ども相談フォーム」への通報

【学校以外の相談窓口】

- 藤沢市いじめ相談ホットライン、藤沢市いじめ相談メール、藤沢市学校教育相談センター、24時間子どもSOS（県立総合教育センター）
- ・相談・通報のあった事案は、「八松小学校いじめ対策組織」を通して情報を共有します。
 - ・いじめの防止等のための対策に関する研修を、年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取組

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにその行為をやめさせ、子どもの安全を確保します。
- ・いじめに係る相談・通報を受けた時は、一人で抱え込まずに、速やかに「八松小いじめ対策組織」に報告し、事実の有無を組織的に確認します。
- ・いじめの事実確認をした結果は、いじめを受けた子どもの保護者及びいじめを行った子どもの保護者に報告する等、いじめの事案に係る情報を関係保護者に共有するために必要な措置を講じます。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、「八松小いじめ対策組織」が中心となって対応方針を協議し、いじめを受けた子どもに対する支援と、いじめを行った子どもへの指導及び支援と、その保護者に対する助言等を継続的に行います。
- ・いじめを受けた子どもへの支援は、スクールカウンセラーとも連携し、複数の教職員によって行います。
- ・いじめを行った子どもに対する指導は、その子どもの人格の成長を旨として、教育的配慮の下で行います。
- ・いじめを受けた子どもが安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った子どもの学習権を十分に配慮した上で、いじめを行った子どもに対し、一定期間別室において学習を行わせる等の措置を講じます。
- ・いじめを見ていた子どもにも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調したりしている子どもに対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめを受けた子ども、いじめを行った子どもについては、日常的に注意深く観察します。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

(4) 道徳教育・人権教育の充実

いじめにつながらないように、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けるため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図ります。

また、地域や学校など、様々な場面を通じて実践しているいのちを大切にする心を育む教育の推進に努めます。

(5) 情報モラル教育の推進

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、携帯電話、スマートフォンを含めたインターネットを通じて行われるいじめを防止し、子ども及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

3 「八松小いじめ対策組織」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「八松小いじめ対策組織」を設置します。

(1) 「八松小いじめ対策組織」の構成

校長、教頭、総括教諭、各学年の児童指導担当教員、児童支援担当教員、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討します。

(2) 役割・活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討や年間計画の作成、実施、検証・修正
- ・子どもや保護者からの相談や、地域住民等からの通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いのある情報や問題行動などに係る情報を収集、記録、共有する役割
- ・いじめの疑いに関する情報があった際の緊急会議の開催
- ・関係する子どもの事実関係の聴取、アンケート調査等、いじめに関連する情報の迅速な収集と記録
- ・いじめに係る事実確認、その事実がいじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた子どもの保護や支援、対応方針の決定
- ・いじめを行った子どもに対する指導、支援、対応方針の決定
- ・いじめを受けた子どもの保護者との連携
- ・いじめを行った子どもの保護者との連携
- ・在籍する他の子どもたちやその保護者に対する情報提供等の取組の中心的な役割
- ・学校いじめ防止基本方針の策定・見直し

(3) 会議の開催

- ・学期に1回開催します。
- ・いじめと疑われる通報・相談があった場合には、随時開催します。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態発生の報告

学校は、いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合や、いじめにより学校に在籍する子ども等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合には、直ちに教育委員会に報告します。

(2) 重大事態の調査

教育委員会は、重大事態の調査主体や調査組織の構成員について適切に判断し、当該調査組織により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施します。

学校は、調査中においても、いじめを受けた子どもの心情に寄り添い、状況に応じて継続的な支援を行います。いじめを受けた子どもが欠席を余儀なくされている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行います。その際、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携します。

(3) いじめを受けた子ども及び保護者への情報提供

学校または教育委員会は、調査の結果について、いじめを受けた子ども及び保護者に対して、適切に情報提供及び説明を行います。

5 その他

いじめのない学校づくりに取組むため、いじめに係る取り組みに関する内容を学校評価項目に加えます。